

那賀町行政改革 集中改革プラン

平成17年度～平成21年度

1. 行政改革の目的

平成17年3月1日に、那賀郡鷲敷町、相生町、上那賀町、木沢村、木頭村の5ヶ町村が合併、那賀町が誕生し、旧町村でも策定していた行政改革大綱に沿って、効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、行財政の基盤整備に取り組んできました。

この間、景気の動向をはじめとする社会経済情勢の急激な変化や、福祉、環境、教育、文化などへの価値観やニーズが高度化、多様化したこと、さらには、地方分権への動きが急激に進み、国と地方公共団体のあり方についても根本的な見直しが行なわれたことなど、時代の変化に即した行政運営の推進に努めてきたところです。

特に合併前の旧5ヶ町村では、それぞれに行政改革を推進し平成9年度から16年度までの8年間で、人件費の削減、民間委託による事業費削減、投資的経費の見直しによる削減等で14億5千万の効果額を達成しています。

しかし、国においては、地方交付税の削減、国庫補助金や負担金の削減・縮減、国と地方の税源配分の見直し等、その厳しさは過去に例を見ないものとなっています。地方自治体は、財政面においても経営能力を向上させ、自立することが求められています。

このような環境の変化に対応し、従来の手法の更なる抜本的な改革を行うため、「集中改革プラン」を策定し、積極的に進めていきます。

2. 推進の基本方針

合併して1年ですが、継続事業も多く、調整を図らなければならない事項も山積し、また、国の三位一体改革により、町の財政事情は想定外の早さで悪化の一途を辿っています。合併して3年間は特別措置分の交付税も交付されますが、10年後には、大幅な削減が予想され、借金である起債の償還は毎年25億円、人件費も20億円程度の規模が続きます。行政改革をしないままの歳出規模を継続した場合は17年度から21年度間の5年間で約50億円の収支ギャップが生じ大幅な財源不足が予想されます。

また町の貯金を示し、年度間の財源不均衡を調整するための「財政調整基金」や「減債基金」は、平成17年度における残額が19億円あまりと見込まれています。

不足分を基金で補うとすると2年間で基金が底をつき、このままでいくと、町が進めるまちづくり施策を含めた行政課題に対応することが困難になります。歳出の削減と歳入の

確保に努め、ギャップを縮減し財源を確保するために次の項目を重点目標として取り組むことにします。

1 歳出の削減

(1) 人件費

17年度から21年度までの職員の定員・給与等の見直しによる目標額を年19億円、21年度末には18億円とする。

(2) 物件費

18年度予算額5%を削減し、目標額を年10億円程度とする。

(3) 維持補修費

施設の維持補修については、施設台帳を再整備し、年次計画により実施する。目標額を年1.5千万円程度とする。

(4) 補助費等

18年度予算額10%を削減し、目標額を年7億円程度とする。

(5) 投資的経費

災害復旧事業は別枠として、公共事業の縮減をふまえ、年間目標額を25億円程度とする。

(6) 扶助費

聖域化することなく、特に単独分については、積極的な見直しを行うものとする。

(7) 公債費

縁故債の繰上償還や公営企業債の低利率債への借換えを行うとともに、投資的事業の見直しを行い、新規借り入れを抑制、併せて減債基金の積立に努力し、起債残額の減少に努める。

(8) 繰出金

特別会計の事業の精査に努め、繰出金の目標額を年7億円程度とする。

2 歳入の確保

(1) 町税

町税徴収対策として滞納整理機構へ加入し、18年度以降も引き続き、滞納繰り越し分の整理による増収を図る。

(2) 分担金負担金

町民負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、受益の度合いに応じた適正な水準の見直しに努めることとする。

(3) 使用料・手数料

公民館、体育館、グラウンド等の公共施設使用料については、調整を図るものとする。

(4) 公有財産の売り払い

売却可能な町有地について、18年度以降も見直しを行い適正な処分を行い、歳入の確保に努めるものとする。鷲敷及び相生地区での住宅団地の販売促進を進め、完売を目指す。

(5) 工業団地への企業誘致

鷲敷工業団地への企業誘致を積極的に行い、年間5,000万円程度の法人税及び固定資産税の増収を図る。

3. 行政改革の計画期間

計画期間は平成17年度から21年度までとし、この間に新たに改革に着手、実施するものとする。

4. 行政改革推進の主要事項

(1) 事務事業の見直し

時代の変化に伴い複雑・多様化する町民のニーズに柔軟に対応するため、事務事業については、効果や効率性の観点から、所期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業の統合などの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の整理合理化を進めるものとする。

行政評価システムの導入

町の施策や事務事業について計画を立てて実行し、その成果を評価して、次の計画に反映させるシステムを確立することにより、行政資源の効果的な配分を図り、また評価結果を公表することにより行政の透明性の向上をはかります。

各種補助金の見直し

補助金については、毎年予算編成時点での見直しが行われているところですが、経費負担のあり方、行政の責任領域及び効果等を充分検討します。受益者が当然負担すべきもので、町が助成することが不適当なものや目的の達成された補助金は廃止するものとする。各種団体に対する補助金については、その団体の自助努力を促す意味から、一定期間の終期を設定した補助金を検討し、その金額についても事業内容や町の財政状況を考慮して決定する必要があります。

(2) 組織機構の見直し

合併により行政区域が広域となり、また、地元の要望も強く総合支所方式をとっていますが、行政課題に総合的・機動的に対応できるよう、すべての組織・機構を見直し行政のスリム化と効率化に努めます。18年度は組織の見直しを図り、課の枠を越えた協力体制を確立することとし、各部署の事務分掌についても、時代に即応した見直しを検討します。17年度には新たに医療政策課を新設し、3診療所と上那賀病院のあらゆる分野での調整を図っているところであり、まさに枠を越えた体制ができています。

また、学校関係では阿井小学校と鷺敷小学校を統合し、18年度当初には「鷺敷小学校」が誕生します。さらに幼保一元化をはかり、19年度当初には、わじき保育園とあい幼稚園を統合する予定です。18年度以降においても行政組織の改革を検討します。

(3) 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)

本町では、公設民営化等による民間活力の活用を図る観点から、指定管理者制度をより効果的なものとするため検討を図ります。

公の施設についての取り組み目標

・17年度末時点における

指定管理者制度導入済施設数(3施設)

[鷺の里(観光物産センター)、鷺敷ライン林間キャンプ村、鷺敷野外活動センター]

業務委託済施設数(0施設)

・17年度～21年度までの5年間の取り組み目標

18年度に「もみじ川温泉」に指定管理者制度を導入予定

(4) 定員管理及び給与の適正化

職員数の現況

本町の職員数は、平成17年度4月1日現在において「類似団体職員数」に比べると次のような結果となっています。

那賀町は、平成17年3月1日に旧鷺敷町、相生町、上那賀町、木沢村及び木頭村が合併して誕生し、旧団体職員が身分を受け継いだため、職員数は類似団体に比べ、下記の図表で見ると、実数で146人多く、1000人当たりの職員数でも、同規模の類似団体に比べると約2倍弱の人数となっています。

平成18年度から平成21年度までに那賀町の財政収支に生じる不均衡を考えると、経常的な支出の32.7パーセントを占める人件費についても縮減が必要であり、定員管理の適正化、適正な給与制度の実施が不可欠です。

図表1 類似団体等職員数（普通会計職員数）

	人口(人)	職員数(人)	人口千人当たりの職員数	面積 K m ²
那賀町	11,596	262	22.59	694.86
類似団体（選定数 142）	10,063	116	11.52	111.39

図表2 類似団体職員数比較表（普通会計職員）

	本庁(人)	支所・出張所(人)	施設(人)	合計(人)
那賀町	79	85	98	262
類似団体（選定数 142）	79	1	36	116

*資料 総務省「平成16年度地方財政状況調査」及び「平成15年度市町村決算等に係る類似団体別市町村財政指数表」より作成

図表3 定員モデル職員数

定員モデル 人口1万から2万人	定員モデル試算職員数(人) 平成16年4月1日現在	定員モデルに対する職員数(人) 平成17年4月1日現在
		186

*資料 総務省「地方公共団体定員管理調査」より作成

注) 定員モデルとは、人口、面積及び道路延長など地方公共団体の行政需要と関連が深いと考えられる指標と職員数のとの関係を統計的手法により分析し、参考となる職員数が算出できるように、作成された算式のことである。対象となる職員は、地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことのできる分野の多い一般行政部門であり、教育、消防、公営企業などの職員は、対象外である。

定員適正化に係るこれからの取り組み

ア．定員適正化計画の策定

明確な数値目標を設定した定員適正化計画を策定し、計画的な職員数の抑制に取り組めます。

・平成17年度から平成21年度までの取り組み目標

各年度とも退職者の欠員は補充せず、組織機構の見直しや事務事業を効率化して対応することとします。

特に、一般行政部門の職員を、定員モデル試算職員数以内に削減することを柱として、職員の総数から今後5年間で34人、増減率にして10.7パーセント減を目指します。

(単位：人、%)

部 門	数 値 目 標						(参考 H11 ~ H16) 単位：人 純減実績
	H17.4.1 職 員 数	H22.4.1 職 員 数	H17 対 H22 (各年4月1日)		参考 H11 対 H22 (各年4月1日)		
			増減数	増減率	増減数	増減率	
総 数	319	285	34	10.7	68	19.3	6
うち公営企業等	58	50	8	13.8	0	0.0	13

(総数には、普通会計、特別会計両方を含む)

イ．給与の適正化

那賀町における給与については、平成17年度中に次のように見直しをしています。
平成18年度から平成21年度までにおいても、次のように改革を進めていきます。

項 目	見 直 し の 内 容	見直し年度
環境衛生センター等特殊勤務手当の見直し	年末年始勤務手当の廃止	17年度廃止
住居手当の見直し	自宅所有者について新築5年間に限り2,500円とする。	18～21年度
通勤手当の見直し	通勤距離区分の支給額を県と同様とする。	18～21年度
退職時・退職予定特昇	退職時1号特昇を廃止する。	18～21年度
級別職務分類表に適合しない級への各付け等 の見直し	職務職階制の適正な運用を実施し、わたりの発生を防止するとともに、18年度からの給与構造改革を見据えて、職務分類及び級への格付けの見直しを行う。	18～19年度
時間外勤務手当縮減	各部門の事務量の平準化により、時間外勤務時間を減少させる。	18～19年度
勤務成績制度の導入	昇給時期を統一(年1回1月1日)するとともに、昇給区分を勤務成績により5段階とし、勤勉手当の成績率に勤務実績を反映させる。	19～21年度

ウ．定員管理・給与の公表

平成17年度に那賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を策定しましたが、

任免及び職員数に関する状況

給与の状況

勤務時間その他の勤務条件の状況

分限及び懲戒処分の状況

サービスの状況

研修及び勤務成績の評定の状況

福祉及び利益の保護の状況

競争試験及び選考の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況

不利益処分に関する不服申立ての状況

などの人事行政の運営等の状況について、インターネット等を利用して公表を行います。

(5) 第三セクター・地方公営企業の見直し

第三セクターは、その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、町の行政施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体のひとつとして重要な役割を担ってまいりましたが、社会経済環境の変化によって、それらを取りまく状況はますます厳しいものとなっています。さらに、新たに地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入され公の施設の管理を受託しているセクターにとっては、その事業基盤に大きく影響を及ぼすものであり、まさにそのあり方が問われています。

本町においても、6施設の第三セクターが存在します。

(株)21わじき	平成 4年設立	鷺の里受託監理運営
(株)あじさい木工	平成 5年設立	木材の加工販売
(株)きとうむら	平成 8年設立	食品の加工販売
(株)もみじ川温泉	平成12年設立	もみじ川温泉の管理運営
(株)四季美谷温泉	平成12年設立	四季美谷温泉の管理運営
(株)アイエフ	平成15年設立	農林業の作業委託

16年度決算ではこのうち二社が赤字となっています。今後は役割等を再検討し、セクターの統廃合や町の関与のあり方について抜本的な見直しを図るものとします。

経営状況等についての議会・住民に対する説明、給与や役員数の見直し、組織機構のスリム化、町からの財政的関与の見直し等を行い、更なる経営改革に積極的に取り組むことにします。

また、地方公営企業については、法適用企業が上那賀病院、工業用水、法非適用企業が集落排水事業、簡易水道事業の併せて4企業を経営しています。その内、工業用水を除く3企業については、町からの多額の繰入なくしては、経営が成り立たないのが現状です。

本町は、山間地で広大な面積に民家が点在する過疎町村でその設備投資額は、他町村に比べ、大幅割高となっており、また、町民の平均所得が低くかつ、高齢化が著しいことにより企業会計の収支を均衡化させることは容易ではありません。

今後の取り組みとしては、町が建設した施設の償還（公債費）は、町負担とし、維持管理及び運営費については、それぞれの施設の利用者が負担することを基本的な方針とし、それぞれの施設が経営努力することによって、経営を立て直していかなければなりません。

上那賀病院は、収益改善のためディケア - 等の老人対策を検討する必要があります。

又、集落排水事業や簡易水道事業については、管理運営費で民間委託できる分野を検討するとともに、尚一層の経費節減に努める必要があります。

5 . 今後の推進体制

「集中改革プラン」の総合的かつ組織的な推進を図るため、平成18年度から助役を中心に「那賀町行政改革推進委員会(仮称)」を組織し、より機動力のある推進体制を目指して、必要に応じて組織の枠を越えた検討体制や推進に取り組むものとします。

また、行政改革にあたっては、町民の理解と協力を得ながら推進するとともに、職員一人ひとりが自らの課題として取り組む体制を確立します。

行政改革の進捗状況については、広報やインターネット等を通じて町民への公表を行います。